様式第２号　（第６条第２項関係）

誓　約　書

年　　月　　日

天理市社会福祉協議会
会　　長　　様

〒　　－
住　所
【使用者】
氏　名
〒　　－
住　所
【運転者】
氏　名

天理市社会福祉協議会の福祉自動車（車椅子対応）貸出にあたり、福祉自動車貸出要綱を遵守するとともに、下記に掲げる事項について誓約いたします。

記

第１条　使用者は、次に各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）福祉自動車を適切な方法で使用及び管理をしなければならない。

（２）福祉自動車を目的以外に使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

第２条　使用者は、貸出期間終了後、当該福祉自動車を整備し、速やかに天理市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に返却するものとする。

第３条　使用者並びに福祉自動車の運転者は、貸出期間中に福祉自動車に係る事故が発生した場合は、当該事故の大小にかかわらず法令の処置をとるとともに、次の各号に定めるところにより処置するものとする。

（１）直ちに事故の状況を会長に報告すること。

（２）当該事故に関し、社協が契約している保険会社の指示に従うこと。

（３）当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ会長の承認を受けること。

第４条　使用者並び福祉自動車運転者は、前条のほか自らの責任において、事故の解決に努めなければならない。

第５条　社協は、貸出期間中に福祉自動車に係る事故が発生した場合は、一切責任を、負わないものとする。ただし、当該事故の責任が社協に帰する場合はこの限りではない。

なお、福祉自動車の運転手は、社協が加入している自動車保険を利用することができる。

２　貸出期間中に福祉自動車に係る事故が発生した場合、当該事故に係る損害賠償及び被害者に対する治療費、休業補償、見舞金、慰謝料、賠償金等の合計額が、社協の加入している自動車保険の補償金額を超過した場合は、当該福祉自動車の運転者が負担し、免責分についても運転者が負担するものとする。

３　貸出期間中に当該福祉自動車の運転者が、交通違反をし、罰金又は科料に処され、あるいは、反則金の納付通告を受けた場合の費用は、全額当該運転者が負担するものとする。

福祉自動車貸出（車椅子対応）要綱

（目的）

第１条　社会福祉法人天理市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する福祉自動車（車椅子耐用）の貸出によって、一般車輌への乗降が困難な車椅子利用者等が、生活意欲の促進、並びに在宅福祉や社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（使用対象者）

第２条　本市在住の要援護者本人又は当該要援護者の外出を援助するもので、経験豊かな運転者を用意できる者

（貸出対象条件）

第３条　福祉施設及び医療機関への通所・通院等並びに地域のイベント等、自立支援につながる社会活動に参加する場合

（貸出期間）

第４条　貸出期間は、原則として２日以内とする。

（使用料）

第５条　使用料については、無料とする。但し、使用に要した燃料は使用者負担とする。

（貸出申請及び貸出許可）

第６条　貸出を必要とする者は、貸出を必要とする日の属する１箇月前から７日前までに福祉自動車貸出申請書（様式第１号）、誓約書（様式第２号）及び当該車輌を運転する運転者の運転免許証の写しを提出しなければならない。

２．貸出許可については、使用目的及び行き先等について審査したのち、福祉自動車貸出許可（不許可）通知書（様式第３号）によって行うものとする。

３．申請者には、必要事項を記載した福祉自動車利用票（様式第４号）を渡し、返却時に徴収するものとする。

（事故等の対処）

第７条　乗車中に事故が発生した場合、直ちに事故の状況を社協に報告するものとする。

２．貸出中の事故に関して、社協は一切の責任は負わないものとする。

３．社協が加入する自動車保険会社の指示に従うものとする。

４．損害保険料等について超過又は不足が出た場合は、運転者負担とする。

（貸出車輌の返却）

第８条　貸出期間終了後、延滞なく貸出車輌を返却しなければならない。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１８年４月１日より施行する。

第６条関係

使　用　日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請可能月 （月の初日）	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月